

大津町建築物耐震改修促進計画【概要版】

1 計画策定の趣旨

1. 計画の背景と目的

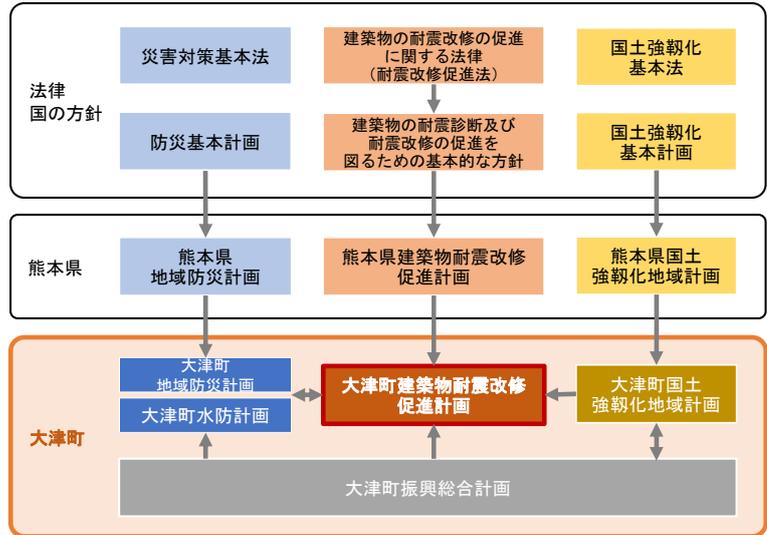
平成28年熊本地震（平成28年4月）では、本町において、最大震度6強を記録し、死亡者（関連死）4名、全壊した建物154棟（平成29年10月13日時点）と甚大な被害が及んでいます。

今回の本計画における改定では、政令の改正や上位計画、関連計画等の動向を踏まえた目標や施策等を検証し、より実効性のある計画となるよう見直しました。

これにより、本町は、県や関連機関との連携を強化し、震災による住宅や建築物の被害軽減を図るとともに、町民の生命と財産を保護する震災に強いまちづくりの推進を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、法第4条の基本方針、第5条の「熊本県耐震改修促進計画」や「大津町地域防災計画」、「大津町国土強靱化地域計画」等の上位計画・関連計画との整合を図りつつ、本町の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に係る施策の基本計画とします。



3. 本計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

4. 対象区域

本計画の対象区域は、大津町全域とします。

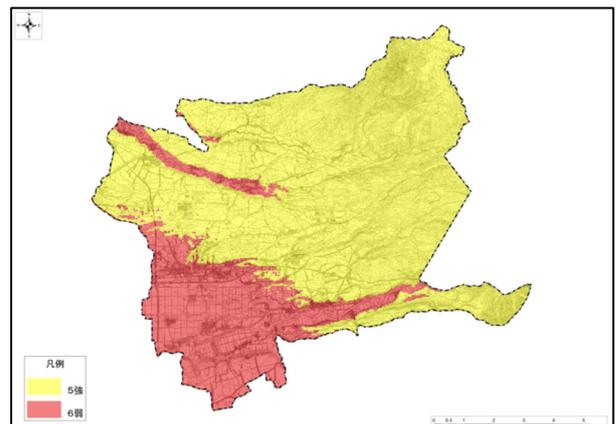
5. 本計画の対象とする建築物

①住宅	戸建て住宅及び共同住宅等
②特定既存耐震不適格建築物 (特定建築物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の者が利用する建築物 ・ 危険物を取り扱う建築物 ・ 避難路沿道建築物
③町有建築物	庁舎や学校など町所有の建築物

2 想定される地震と被害の概要

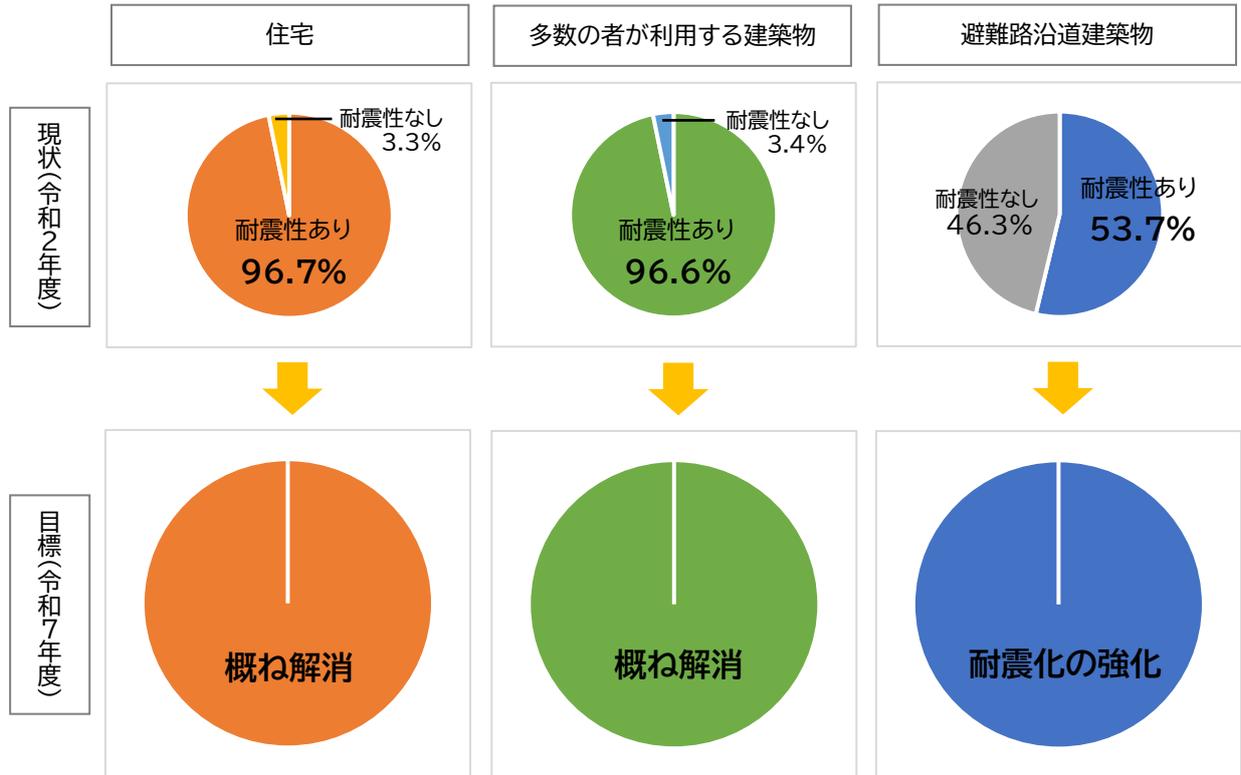
布田川・日奈久断層帯、中部・南西部連動型地震を想定地震としました。

マグニチュード7.9の地震が発生した場合、震度5強～震度6弱の揺れが予想されます。固定していない家具が転倒したり、耐震性の低い建築物が倒壊したりすることがあります。



3 耐震化の現状と目標

本町においては、国の耐震化目標の動向と町内の耐震化状況を踏まえ、令和7年度までの耐震化目標を下記のとおりを設定します。



4 地震発生時に通行を確保すべき道路



大津町では、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への救援物資の輸送の確保等の観点から、県指定の第1次緊急輸送道路と、町指定の緊急輸送道路を地震発生時に通行を確保すべき道路とし、その沿道における建築物の耐震化を図ります。

特に、町指定の緊急輸送道路である県道30号大津植木線は、建築年の古い住宅や店舗が多数存在し、建築物の耐震化率が38.7%と低くなっているため、重点的に耐震化に取り組めます。

5 耐震化促進のための取り組み

(1) 建築物の耐震化促進支援策

- ・ 大津町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定
- ・ 耐震診断及び耐震改修に対する補助事業
- ・ 住宅に関わる耐震改修促進税制
- ・ 耐震改修に対するリフォームへの融資

(2) 地震時における総合的な安全対策

- ・ ブロック塀等の安全対策
- ・ エレベーターの閉じこめ防止対策
- ・ エスカレーターへの地震防災対策
- ・ 窓ガラス、天井落下防止対策等
- ・ 家具の転倒防止対策
- ・ その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策

(3) 地震に伴うがけ崩れ等の建築物の被害軽減対策

(4) 耐震改修を促進する環境整備

- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報提供の拡充

(5) 耐震対策の普及・促進

- ・ 県と連携した耐震化の促進
- ・ 地域住民との連携による啓発活動
- ・ リフォームに併せた耐震改修の促進
- ・ 自主対策の推進